議員提出議案第9号

瑞穂町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

提出者	瑞穂町議会議員	森			且
賛成者	"	大	坪	国	広
IJ	"	近	藤		浩
<i>]]</i>	<i>II</i>	小	Ш	龍	美
<i>II</i>	<i>II</i>	石	JII		修
IJ	IJ	齌	藤	成	宏

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴い、規則を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会会議規則の一部を改正する規則

瑞穂町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

「第14章 会議録(第113条—第115条) 目次中 第15章 全員協議会(第116条) を 第16章 議員の派遣(第117条) 第17章 補則(第118条) 」

- 「第14章 公聴会(第113条-第118条)
 - 第15章 参考人(第119条)
 - 第16章 会議録(第120条一第122条) に改める。
 - 第17章 全員協議会(第123条)
 - 第18章 議員の派遣(第124条)
 - 第19章 補則(第125条)
- 第16条第1項中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。
- 第70条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。
 - 第118条を第125条とする。
 - 第17章を第19章とする。
 - 第117条を第124条とする。
 - 第16章を第18章とする。
 - 第116条を第123条とする。
 - 第15章を第17章とする。
- 第115条を第122条とし、第114条を第121条とし、第 113条を第120条とする。
 - 第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

- 第113条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議 において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決 定する。
- 2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第114条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第115条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学 識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあら

かじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、 議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び 反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなけれ ばならない。

(公述人の発言)

- 第116条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得な ければならない。
- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えては ならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

- 第117条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第118条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見 を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、 この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

- 第119条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議 において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決で これを決定する。
- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第116条(公述人の発言)、第117条(議員と公述人の質疑)及び第118条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第70条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新

旧

目次

第1章から第13章 略

第 14 章 公聴会(第 113 条—第 118 条)

第 15 章 参考人(第 119 条)

第 16 章 会議録(第 120 条—第 122 条)

第17章 全員協議会(第123条)

第18章 議員の派遣(第124条)

第19章 補則(第125条)

附則

第1条から第15条 略

(修正の動議)

- 第 16 条 法第 115 条の 3(修正の動議)の規 定によるものを除くほか、議会が修正の動 議を議題とするに当たっては、2人以上の 者の発議によらなければならない。
- 2 略
- 第 17 条から第 69 条 略 (所管事務等の調査)
- 第70条 略
- 2 議会運営委員会が、法<u>第 109 条第 3 項</u>に 規定する調査をしようとするときは、前項 の規定を準用する。
- 第71条から第112条 略

第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

- 第 113 条 議会が、法第 115 条の 2 第 1 項の 規定により、会議において、公聴会を開こ うとするときは、議会の議決でこれを決定 する。
- 2 議長は、前項の議会の議決があったとき は、その日時、場所及び意見を聴こうとす る案件その他必要な事項を公示する。

目次

第1章から第13章 略

第14章 会議録(第113条—第115条)

第 15 章 全員協議会(第 116 条)

第16章 議員の派遣(第117条)

第17章 補則(第118条)

附則

第1条から第15条 略

(修正の動議)

- 第 16 条 法<u>第 115 条の 2</u>(修正の動議)の規 定によるものを除くほか、議会が修正の動 議を議題とするに当たっては、2人以上の 者の発議によらなければならない。
- 2 略
- 第 17 条から第 69 条 略 (所管事務等の調査)
- 第70条 略
- 2 議会運営委員会が、法<u>第 109 条の 2 第 4</u> 項に規定する調査をしようとするときは、 前項の規定を準用する。
- 第71条から第112条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第 114 条 公聴会に出席して意見を述べよ うとする者は、文書であらかじめその理由 及び案件に対する賛否を、議会に申し出な ければならない。

(公述人の決定)

- 第 115 条 公聴会において意見を聴こうと する利害関係者及び学識経験者等(以下 「公述人」という。)は、前条の規定によ りあらかじめ申し出た者及びその他の者 の中から、議会において定め、議長は、本 人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件 に対して、賛成者及び反対者があるとき は、一方に偏らないように公述人を選ばな ければならない。

(公述人の発言)

- 第 116 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする 案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公 述人に不穏当な言動があるときは、議長 は、発言を制止し、又は退席させることが できる。

(議員と公述人の質疑)

- 第117条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすること ができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第118条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

- 第 119 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の 規定により、会議において、参考人の出席 を求めようとするときは、議会の議決でこ れを決定する。
- 2 前項の場合において、議長は、参考人に その日時、場所及び意見を聴こうとする案 件その他必要な事項を通知しなければな らない。
- 3 参考人については、第116条(公述人の発 言)、第117条(議員と公述人の質疑)及び 第118条(代理人又は文書による意見の陳 述)の規定を準用する。

<u>第16章</u> 略

第120条 略

第121条 略

第122条略

第17章 略

第123条 略

<u>第18章</u> 略

第124条 略

第19章 略

第125条 略

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第70条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第14章 略

第113条 略

第114条 略

第115条 略

第15章 略

第116条 略

第16章 略

第117条 略

第17章 略

第118条 略